

平成29年1月18日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

三重県警察職員の健康及び安全管理に関する訓令の運用について（例規通達）

対号 三重県警察職員の健康及び安全管理に関する訓令の運用について（例規通達・平成18年3月17日（厚）第17号）

改正 令3総第55号

この度、三重県警察職員の健康及び安全管理に関する訓令（平成18年三重県警察本部訓令第7号）の一部を改正したことに伴い、同訓令の運用に当たっての留意事項を下記のとおり定めたので、誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

記

1 所属長の責務について（第2条関係）

(1) 快適な勤務環境の形成

「快適な勤務環境の形成」とは、職員がより良い環境において勤務することができるように受動喫煙防止対策をはじめ、換気、採光、温度、騒音等について配慮し、庁舎における勤務環境及び衛生上の改善に努めることをいう。

(2) メンタルヘルスを含めた健康の保持増進

「メンタルヘルスを含めた健康の保持増進」とは、一次予防（健康づくり）、二次予防（健康診断による疾病の早期発見・早期治療）及び三次予防（疾病の再発防止等）の観点から総合的に職員の健康管理を実施し、メンタル面を含めて治療等を要する職員を認めた場合は、健康管理医等と連携して、専門医治療の勧奨、職場環境の改善、健康相談の実施等により、健康の回復及び保持・増進のために必要な措置を講ずることをいう。

2 主任健康管理者について（第5条関係）

主任健康管理者は、総括安全衛生管理者を補佐し、健康管理医及び健康管理専任者と連携して職員の健康管理を推進することを任務とし、具体的に次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 所属長に所属職員に係る健康診断及び健康診断結果に基づく事後措置を徹底させること。
- (2) 職員の健康の保持増進施策を積極的に推進すること。
- (3) 職員に対して健康教養を実施すること。

- (4) 職員の疾病、それによる死亡、休業等を把握し、適切な健康管理施策を検討すること。
- (5) その他職員の健康管理について総括安全衛生管理者から命ぜられたこと。

3 安全衛生管理者について（第6条関係）

安全衛生管理者は、所属職員の健康管理と安全確保を図ることを任務とし、具体的に次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 健康診断等から職員の健康状態を把握し、健康診断結果に基づく事後措置を徹底すること。
- (2) 各分野の安全教育等を実施し、職員の安全確保を図ること。
- (3) 所属する庁舎の勤務環境、設備等について、有害危険のおそれを把握し、必要な是正措置を講ずること。
- (4) 健康管理専任者及び健康管理医と連携して、健康教育や健康の保持増進施策を実施すること。
- (5) 公務災害発生時における原因の調査及び対策を検討すること。
- (6) 安全衛生推進者を指揮し、職員の健康及び安全管理を推進すること。
- (7) その他職員の健康及び安全管理について所属長から命ぜられたこと。

4 衛生管理者について（第7条関係）

(1) 衛生管理者の選任数

衛生管理者は、警察本部庁舎内の所属（警察本部の課、自動車警ら隊、機動捜査隊及び科学捜査研究所をいう。以下同じ。）を担当する者として3人以上、運転免許管理課、運転免許試験課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署の庁舎ごとにそれぞれ1人以上置くものとする。ただし、職員数200人を超える警察署には2人以上置くものとする。

(2) 衛生管理者の任務

「健康管理に係る技術的な事務」とは、必ずしも健康管理に関する専門技術的事務に限るものではなく、総括安全衛生管理者が総括管理すべき業務（第4条第2項）のうち健康管理に関する次に掲げる事項を行うものとする。

ア 少なくとも毎週1回、庁舎内外の巡回等による勤務環境及び設備の点検を行い、勤務環境の維持、有害のおそれがある場合の改善等、職員の健康障害を防止するために必要な措置を安全衛生管理者に連絡し、又は所属長に報告し、指示を受けること。

イ 前項の措置について、衛生委員会又は安全衛生委員会で報告すること。

ウ 庁舎内における健康に異常のある者の発見及び処置、救急用具等の点検・整備、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項を充実させること。

エ 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、休業等に関する統計の作成に関すること。

オ 健康管理に係る疑問について、健康管理専任者及び健康管理医と連携すること。

カ その他職員の健康管理について所属長から命ぜられたこと。

5 安全衛生推進者について（第8条関係）

(1) 安全衛生推進者の指名数

おおむね職員数20名につき1名の安全衛生推進者を指名するものとする。

(2) 安全衛生推進者の任務

安全衛生推進者とは、安全衛生管理者の任務を補佐し、所属職員に係る次に掲げる事務を担当するものとする。

ア 健康診断の実施及び二次検診の受診促進のための措置

イ 職員の健康状態の把握

ウ 勤務環境、設備等の点検・整備

エ 健康教育又は安全教育の実施

オ 疾病・休業等の統計の作成

カ その他職員の健康及び安全管理について安全衛生管理者に命ぜられた事務

6 衛生委員会について（第11条関係）

(1) 衛生委員会の構成

衛生委員会は委員長及び委員をもって構成し、委員長は主任健康管理者をもって充て、委員については次に掲げる者をもって充てる。

ア 安全衛生管理者のうちから総括安全衛生管理者が指名した者

イ 衛生管理者のうちから総括安全衛生管理者が指名した者

ウ 警察本部を担当する健康管理医

エ 健康管理に関して経験を有する者のうちから総括安全衛生管理者が指名した者

(2) 衛生委員会は、年度単位で設置するものとし、年度当初に総括安全衛生管理者が委員を選任するものとする。

(3) 委員を選任した場合は、速やかに衛生委員会委員選任書（様式第1）を作成するものとする。

(4) 委員会の会議は、委員長が招集し、毎月1回以上開催するものとする。

(5) 会議の議事は、会議録を作成するとともに、その結果を衛生委員会開催結果報告書（様式第2）により翌月の10日までに総括安全衛生管理者に報告するものとする。

(6) 衛生委員会の庶務は、警務部厚生課において行う。

7 安全委員会について（第12条関係）

(1) 安全委員会の構成

安全委員会は委員長及び委員をもって構成し、委員長は所属長をもって充て、委員については次に掲げる者をもって充てる。

ア 安全衛生管理者

イ 安全衛生推進者

ウ 健康又は安全に関し経験を有する者のうちから所属長が指名した者

(2) 安全委員会は、年度単位で設置するものとし、年度当初に委員長が委員を選任するものと

する。

- (3) 委員を選任した場合は、速やかに安全委員会委員選任報告書（様式第3）により総括安全衛生管理者に報告するものとする。
- (4) 委員会の会議は、委員長が招集し、必要に応じて開催するものとする。
- (5) 会議の議事は、会議録を作成するとともに、その結果を安全委員会開催結果報告書（様式第4）により当該安全管理を主管する所属長を経て総括安全衛生管理者に報告するものとする。ただし、重要案件のとき又は当該安全管理に係る主管課であるときは、所属長が直接、総括安全衛生管理者に報告するものとする。
- (6) 安全委員会の庶務は、各所属の庶務係において行う。

8 安全衛生委員会について（第13条関係）

(1) 安全衛生委員会の構成

安全衛生委員会は委員長及び委員をもって構成し、委員長は所属長をもって充て、委員については次に掲げる者をもって充てる。

ア 安全衛生管理者

イ 衛生管理者

ウ 安全衛生推進者

エ 所属を担当する健康管理医

オ 健康又は安全に関し経験を有する者のうちから所属長が指名した者

- (2) 安全衛生委員会は、年度単位で設置するものとし、年度当初に委員長が委員を選任するものとする。
- (3) 委員を選任した場合は、速やかに安全衛生委員会委員選任報告書（様式第5）により総括安全衛生管理者に報告するものとする。
- (4) 委員会の会議は、委員長が招集し、毎月1回以上開催するものとする。
- (5) 会議の議事は、会議録を作成するとともに、その結果を安全衛生委員会開催結果報告書（様式第6）により翌月の10日までに、健康管理に関する議事は主任健康管理者を経て、安全管理に関する議事は警察本部の当該安全管理を担当する所属長を経て、総括安全衛生管理者に報告するものとする。ただし、重要案件のとき又は当該安全管理に係る主管課であるときは、所属長が直接総括安全衛生管理者に報告するものとする。
- (6) 安全衛生委員会の庶務は、本部の所属にあつては庶務係、警察署にあつては警務課において行う。

9 健康診断の種類について（第15条関係）

(1) 特殊健康診断

衛生上有害な業務及びこれに準ずる業務に従事する職員は、次に掲げる職員をいう。

ア 有機溶剤取扱者

イ 電離放射線取扱者

- ウ 高気圧作業員
- エ 特定化学物質取扱者
- オ 騒音作業従事者
- カ VDT作業従事者
- キ レーザー機器取扱者
- ク 拳銃特別訓練員、指揮官等
- ケ その他有害と認めた業務に従事する職員

(2) 臨時健康診断

臨時健康診断は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症又はその類似症が発生した場合等に、その疾病の種類に応じたまん延防止等の予防措置を講ずるために行うものである。

10 健康診断の実施（第16条関係）

「やむを得ない理由により、指定された健康診断を受診できなかったとき」は、別途、これに相当する健康診断を受診し、その結果を証明する書面を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

11 指導区分の指定等について（第20条関係）

(1) 総括安全衛生管理者の行う指導区分の指定、変更又は解除

総括安全衛生管理者の行う指導区分の指定、変更又は解除においては、必要に応じ各所属ごとに取りまとめて審議するものとする。

(2) 所属における指導区分の検討

所属における指導区分指定の検討に当たっては、主任健康管理者、健康管理専任者及び当該所属の安全衛生管理者が健康管理医と十分に協議するものとする。

12 指導区分の指定申請等について（第22条関係）

「指導区分の指定、変更又は解除を必要とする職員」とは、医師の診断により、病状が回復し、又は病状が進行したと認められ、指導区分の見直しを行う必要があると思料される職員をいい、「その他必要な資料」とは、エックス線写真、心電図、その他の検査成績、病状経過等診断書を補足する資料をいう。

13 要療養者に対する処置等について（第24条関係）

就業を禁止した場合は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第1号）に定める休暇を与えるものとする。

14 秘密の保持について（第29条関係）

メンタルヘルスを含めた健康管理に係る個人情報、特に厳格に取り扱う必要があることから、所属長は、当該個人情報を取り扱う職員を安全衛生管理者、庶務係又は警察署警務課の担当者及び当該職員の直属の上司に限定する等情報管理を徹底し、保秘に万全を期すること。

年 月 日

衛生委員会委員選任書

区 分	階 級 (身分)	係 名	氏 名	年 齡	備 考
委 員 長					
安全衛生管理者					
衛 生 管 理 者					
健康管理医					

年 月 日

総括安全衛生管理者 殿

所属 衛生委員会委員長

衛生委員会開催結果報告書

みだしの委員会の開催結果は、下記のとおりであったので報告する。

記

開催年月日	年 月 日
開催場所	
出席者数	名
件名	
内容	
措置・要望等	

(注) 出席者名簿を添付すること。

件名

内 容	
措置・要望等	

年 月 日

総括安全衛生管理者 殿

所属 安全委員会委員長

安全委員会委員選任報告書

みだしの委員を選任したので、下記のとおり報告する。

記

区 分	階 級 (身分)	係 名	氏 名	年 齢	備 考
委 員 長					
安全衛生管理者					
安全衛生推進者					

年 月 日

総括安全衛生管理者 殿

所属 安全委員会委員長

安全委員会開催結果報告書

みだしの委員会の開催結果は、下記のとおりであったので報告する。

記

開催年月日	年 月 日
開催場所	
出席者数	名
件名	
内容	
措置・要望等	

(注) 出席者名簿を添付すること。

件名

内 容	
措置・要望等	

年 月 日

総括安全衛生管理者 殿

所属 安全衛生委員会委員長

安全衛生委員会委員選任報告書

みだしの委員を選任したので、下記のとおり報告する。

記

区 分	階 級 (身分)	係 名	氏 名	年 齢	備 考
委員長 (所属長)					
安全衛生管理者					
健康管理医					

年 月 日

総括安全衛生管理者 殿

所属 安全衛生委員会委員長

安全衛生委員会開催結果報告書

みだしの委員会の開催結果は、下記のとおりであったので報告する。

記

開催年月日	年 月 日
開催場所	
出席者数	名
件名	
内容	
措置・要望等	

(注) 出席者名簿を添付すること。

健康管理関係は警務部厚生課、安全管理関係は主管課を経て報告すること。

件名

内 容	
措置・要望等	